

亀岡市いきいき長寿プラン推進協議会 議事概要 (第2回会議)

1. 日時

平成26年8月25日 14:00～16:10

2. 場所

亀岡市役所 2階 202・203会議室

3. 会議次第

1 開会

2 協議事項

(1) 第1回亀岡市いきいき長寿プラン推進協議会のまとめについて 資料1

(2) 第6期介護保険事業計画策定に当たってのポイント等について

資料2 資料3 資料4

(3) 平成25年度第二次予防事業対象者把握事業及び介護満足度調査について

資料5 資料6

(4) 意見交換

3 閉会

4. 配布資料

- ・資料1 第1回亀岡市いきいき長寿プラン推進協議会のまとめ
- ・資料2 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(案)について
- ・資料3 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案(概要)
- ・資料4 『日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)』
- ・資料5 平成25年度二次予防事業対象者把握事業・介護満足度調査 グラフ集
- ・資料6 平成25年度二次予防事業対象者把握事業・介護満足度調査 経済的余裕と健康感の関係性分析結果について

5. 出席者(敬称略)

- ・松田 美智子【会長】 天理大学
- ・吉中 康子 (欠席) 京都学園大学
- ・飯野 茂 【副会長】 亀岡市医師会
- ・天野 浩 (欠席) 亀岡市歯科医師会

- ・岩田 庄司 亀岡市薬剤師会
- ・片岡 清志 亀岡市社会福祉協議会
- ・中川 國彦 亀岡市民生委員児童委員協議会
- ・有田 勇 公益社団法人亀岡市シルバー人材センター
- ・細川 景子 社会福祉法人利生会
- ・前渕 功 社会福祉法人友愛会
- ・小早川 康子 亀岡ボランティア連絡協議会
- ・三好 祐一郎 亀岡市老人クラブ連合会
- ・柳原 和明 亀岡市自治会連合会
- ・前田 直美 市民代表
- ・八木 愛子 市民代表
- ・高尾 浩之 京都府南丹広域振興局

<事務局>

- ・ 亀岡市 健康福祉部 高齢福祉課
- ・ 亀岡市 健康福祉部 健康推進課
- ・ 株式会社サーベイリサーチセンター

6. 主な協議内容

(事務局)

【開会】

- ・ 欠席 2 名のお知らせ

協議事項 1) 第 1 回亀岡市いきいき長寿プラン推進協議会のまとめについて 資料 1
 協議事項 2) 第 6 期介護保険事業計画策定に当たってのポイント等について 資料 2 資料 3 資料 4

(事務局資料説明)

(事務局) 資料 1～資料 4

【質疑応答】

(会長)

- ・ 第 1 回のまとめについては御意見がないようですので、第 6 期介護保険事業計画策定について御意見いただきたいと思います。

(委員)

・介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）については、平成 29 年度までは猶予期間とのことですが、平成 27 年度から前倒しで取り組んでいくのか、平成 29 年度まで他市町の動向を見て手探りでいくのか。それによって事業の組み方や保険料も大きく変わると思います。行政側の現在のスタンスについてお答えいただきたい。

(事務局)

・総合事業をスタートするに当たっては、ボランティアなど、どのような地域資源があるのか把握する必要があるので、平成 27 年 4 月からスタートするのは困難と考えています。
・京都府下北部の介護保険担当者が出席する会議における協議では、現状では平成 29 年 4 月までの移行は困難で、改正後も現行の事業所をみなし指定する方向であると聞いております。
・猶予期間というよりも、支援総合事業の体制づくりに十分な準備期間が必要であると考えています。

(委員)

・他の自治体との整合性は無視できないと思いますが、介護保険事業に関しては、地域間競争が発生し得る事業だということは認識していただいていますか。
・要介護者の方は、ニーズを満たすことのできる、受け皿のあるところに行かざるを得ません。財政的にどのような状況が起こりうるかを考えたら、亀岡は他地域に先んじて取り組む必要があると思います。できるところから前倒しして、できるだけ早く取り組む気持ちを持っていただきたいと思います。

(事務局)

・地域支援事業については、介護保険制度改正前から独自事業として取り組んでいる地域は、いわゆる先進事例として国でも取り上げられています。亀岡市はそれほど進んでいる方ではありませんが、現状把握しながら、できるところから実施していきたいと考えております。

(委員)

・来年から要支援者の方に対する扱いが変わる中で、サービスの受け皿、社会資源の地域間格差によって、人の流れが出てくると思います。ニーズとどれくらい整合性が取れているのか。予定される数量を上回る事業者の申請があれば却下してもいいと書いてありますが、私は、積極的に他地域のニーズまで受け入れるというスタンスがあってもいいと思

ます。商売でいうと戦略だと思しますので、多少はそういう考え方を持ってする必要があり
かと思っています。

(事務局)

・地域支援事業の通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなります。今回資料のガイドライン(案)以外の内容は示されていないので、詳細は不明ですが、多様な通所型サービスは、住民主体によるボランティアも想定されるので、そこの部分を市が決めないといけないという費用等の課題も発生すると考えます。

(委員)

・事業に対して手を挙げたら、施設として認めてもらえるのでしょうか。

(事務局)

・亀岡市は、平成29年に向かっては現行のサービス事業を受けていただきながら進めていく予定です。

・総合事業へ移行する段階においては、今のところ、本当に具体性が見えなくて、方向性をはっきり分かりません。ただ、サービス提供事業者を決めるに当たっては、どのような事業をいくらの対価で受けてもらえるかということがもう少しはっきりしないと、現段階では何とも申しあげられません。

(委員)

・それをある事業所がやるという手を挙げて、ある程度の審査基準が通ればできるということですか。

(事務局)

・おそらくそうなると思われます。介護予防の中に総合事業があって、ここの中に、通所型サービスがあり、①現行相当の通所介護と多様なサービスとして②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)、③通所型サービスB(住民主体による支援)、④通所型サービスC(短期集中予防サービス)の4種類が想定されます。①、②が雇用労働者により提供されるサービスであり、一定の基準を満たしたサービスとなります。

・現行の通所介護事業所で事業をお世話になるとしたら、みなし指定となり新たに指定を受けていただく必要はありません。資料で説明のとおり、既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケースは、①の通所介護を利用することになると思います。

また、状況などを踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくこととなります。

(委員)

・当事業所には利用者が 30 名ほどおられて、その方の中には要支援の人もおられますが、場所があったら要支援の人は違う場所に移して、生活レベルを落とさないようにという施設を考えたら、そういう条件は、まだ具体的には、考え方としては出しておられないわけですね。

(事務局)

・国から具体的な内容が出ていないので、お示しできないのです。

(委員)

・国から出ていないけれども、市町村でやれということですから。

(事務局)

・もちろんそうですが、報酬面も含め、いったいいくらでということが分からないのです。具体的な話がまだ本格的には動いていないのです。

(委員)

・国は、要支援の報酬はもっと安く設定してくると思います。そのためにやっているのだと思います。そうすると、通所介護をやっている事業所は、それなりに痛手を被ると思います。老人クラブ、自治会、ボランティア、NPO等と書いてありますが、実際にこのような団体が事業ができるかという、不可能ではないかと思います。

(事務局)

・どのようなことを想定して国は総合事業の制度設計をしているのかなというのはあります。本市のように 10 万人規模の自治体や、5 万人、3 万人規模のところ、もっと少ない自治体もありますから、実態に即した内容かという疑問はあります。

(委員)

・現在の要支援 1、要支援 2 の方は、介護認定審査で認定を受けておられると思いますが、来年以降、要支援 1、2 は認定はいらなくなるのですか。

(事務局)

- ・基本的に、認定は必要です。
- ・総合事業だけ使う人は、認定は必要ありませんが、予防リハビリ等を使いながら、総合事業を使いたい人は、認定が必要です。

(委員)

- ・介護保険の適用される事業を使われる方は認定を出されるし総合支援事業だけですむ方は認定の申請は出されないと。

(事務局)

- ・できるだけ元気な人は自立していただくということです。

(委員)

- ・その方の状況に応じて、必要な分だけ民間の事業所なり、ボランティアなりでサービスを享受してくださいということですね。

(事務局)

- ・加齢に伴い介護度が進まれる方はおられますから、その場合は、介護認定を認定期間に応じて受ける制度は継続するので、介護予防の認定がなくなることはありません。

(事務局)

- ・資料のサービスの種類に、介護給付、予防給付、総合事業とありますが、予防給付を受けようと思ったら、要介護認定が必要です。要支援1、要支援2以上ないと受けられません。
- ・介護予防のマネジメント表は右からつくれ、要するに、目標、目的からつくれという話があります。そうではなくて、左側の「お風呂」といったニーズから入ると、目標が「清潔な生活」になりますが、それを目標に生きている人はいない。「生き生きと生きたい」という目標に対して、出てくるサービスは多様になるはずだから、そうして行ってくださいという話が国の説明ではありました。

(委員)

- ・介護保険適用のサービスは1割負担で受けられますが、地域支援事業になった場合、やはり1割負担というのは同じですか。

(事務局)

- ・原則1割負担です。
- ・自治体として決定できるのですが、基本、給付と整合性を図らないといけませんので、1割負担で、元の10割をいくりにするのが課題です。

(委員)

- ・そこに差が生ずると、事業者側に混乱を招きますね。

(事務局)

・現行の通所介護相当の①通所介護は、今までの報酬の形が継続するので、予防給付の報酬を上限に、それ以下で市町村が設定する形になる予定です。多様なサービスを提供する事業者は、基本的にはそれ相応の報酬になるであろうと思われます。

(委員)

- ・具体的な話がないのに、決められませんね。

(事務局)

- ・ですから、もう少し準備期間を置きましょうという話になるわけです。今現在、分からないのに、先につくってしまうと混乱を招くので、準備してから進めようということです。
- ・コーディネーターの話など、どうするか考えなければならない部分はあります。

(会長)

- ・1997年に介護保険が成立した時には、介護報酬の最低基準が書いてありました。それが、財政的な問題もあり、今は軽度の人については、ボランティアや老人クラブなどで支え合えないかというビジョンが書かれているわけです。
- ・具体的なことが明らかになっていないので、これ以上議論はできませんが、協議事項3を報告いただいたあと、意見交換で希望を含めて意見を出していただきたいと思います。
- ・協議事項3について御説明いただきます。

協議事項3) 平成25年度第2次予防事業対象者把握事業及び介護満足度調査について

資料5 資料6

(事務局資料説明)

(事務局) 資料5、資料6

協議事項4) 意見交換

(委員)

- ・今、たくさん説明いただきましたが、理解が苦しい点もあります。介護保険制度自身のこれからのあり方が国としても問われていると思います。
- ・亀岡市の保険料は平均が 5,134 円、全国平均は 4,972 円で、亀岡市は国より若干高い。介護保険制度ができてから、保険料の過去の推移、また、20 年後にはこのぐらいになるというようなデータがあれば教えてください。
- ・保険料負担は低く、質の高い福祉サービスが提供できるのが理想だが、京都府の中でも亀岡市の保険料はどのぐらいのレベルになるのでしょうか。

(事務局)

- ・京都府の平均が 5,280 円です。亀岡市は京都府内 9 番目ぐらいで、安い方です。京都府内は施設が比較的充実しているため、保険料が高くなっています。
- ・国の過去の介護保険料は、1 期 2,911 円、2 期が 3,293 円、3 期が 4,090 円、4 期が 4,160 円、5 期 4,972 円と推移しています。亀岡市も国の金額とほぼ同じ形で推移しています。実際の資料については、次回の会議に提出することは可能です。また、保険料算定に係るサービス見込み量について、2025 年度を見越した国のワークシートで試算した内容について、今後御協議いただく予定です。

(委員)

- ・コーディネーターを今年度中に選定しようという話がありましたが、介護相談員は施設との横のつながりもありますし、ふさわしい人材がいるのではないかと思いますがいかがですか。

(会長)

- ・コーディネーターの仕事がよく分かりません。地域のことをよく知っている人ということ強調されていましたが、それは大切なことだとは思いますが、実際、誰が担って働くのかということが一つあると思います。
- ・要支援認定、非該当になった人を、どのように生活支援することによって重度化を防ぐのかという専門的な判断が必要な部分があると思います。
- ・平成 29 年 4 月からしか運用は難しいということですが、亀岡市内の社会資源も調査しなければならないという中で、例えば、働いていない介護福祉士が亀岡市内に何人いるかを把握し、どのように活用していくか考える必要もあると思います。
- ・学校関係者にも協議に加わってもらい、ボランティア活動を学校教育に取り入れるようにしてはどうですか。例えば、大学で単位認定するためには、単にボランティアしてきたという事実だけでは難しい面もありますが、例えば、小学生に生活科などの教科の一貫で、教育の枠内で担ってもらえる部分がないか協議してはどうでしょうか。

- ・国は中学生、高校生にもボランティア活動などで地域支援に加わることを求めているでしょうし、買い物支援や御用聞きなど、中高生レベルでも手伝えることはあると思います。
- ・担い手で、どれだけすそ野を広げるかという視点、かつてその分野の専門の仕事に就いていたけれども、今は、されていない方を活用するなど、人材を広く集めるための調査をしてはいかがでしょうか。

(事務局)

- ・サービスの受け手が提供側にまわるポイントを考えなければならないといわれています。要支援の方の維持している能力をどう判断するかという問題が出てきます。そこがないと、場をつくっても出てこられませんので、その辺りを評価でき、運用可能な仕組みを考えなければならないと思います。

(会長)

- ・そこに専門的な判断をする人が必要なわけでしょう。
- ・老人クラブも、加入される人が減っていますし、自治会にしても、地域によって活発に活動しているところとそうでないところがあると思いますので、解決策はすぐに見つからないとは思いますが。実際に現場におられる委員、いかがですか。

(委員)

- ・介護が必要になった場合、優先的に施設入所ができるようにボランティア活動などをしましょうという推進の仕方もあるのではないかと思います。

(会長)

- ・将来、自分が介護が必要となった時のために、ボランティア活動にインセンティブを付けるということですね。

(委員)

- ・国は都市的なイメージを意識してつくっているのですが、地域にうまく根付くような形で考えていかなければならないといわれていますが、国がいうほど地域に元気な支援が眠っているわけではありません。元気な方で活動的な方は、皆さん、すでに何かやっておられて、非常にお忙しいという状況です。

(委員)

- ・例えば、山間部の畑野町や東別院町であれば、買い物難民といった実態がありますので、買い物ボランティアなどが必要になると思います。また、認知症の方は配食サービスが

必要になると思います。地域包括ケアシステムで、地域や個人のニーズの把握が必要になってくるのではないかと思います。

(会長)

- ・今日は、まだ具体的なことは分からない中でもありますし、意見交換の場にいたしました。
- ・予定の時間もすでに過ぎていきますので、また何か御意見ございましたら事務局へお伝え願います。

(事務局)

- ・次回会議の日程等について
→平成26年10月28日(火)午後2時～午後4時に決定、詳細は別途案内します。

(副会長)

【閉会挨拶】

- ・大変たくさん資料をつくっていただきましたが、本当に大変なことだったという感想です。
- ・今後の見通しがまったく立っていない状況で、色々なことを決めていくのは、本当に大変なことだと思います。漠然とした話で、つかみどころがないというのが皆さんの本音ではないかと思います。

(16:10 終了)